暴力団等による不当介入時の措置フロー

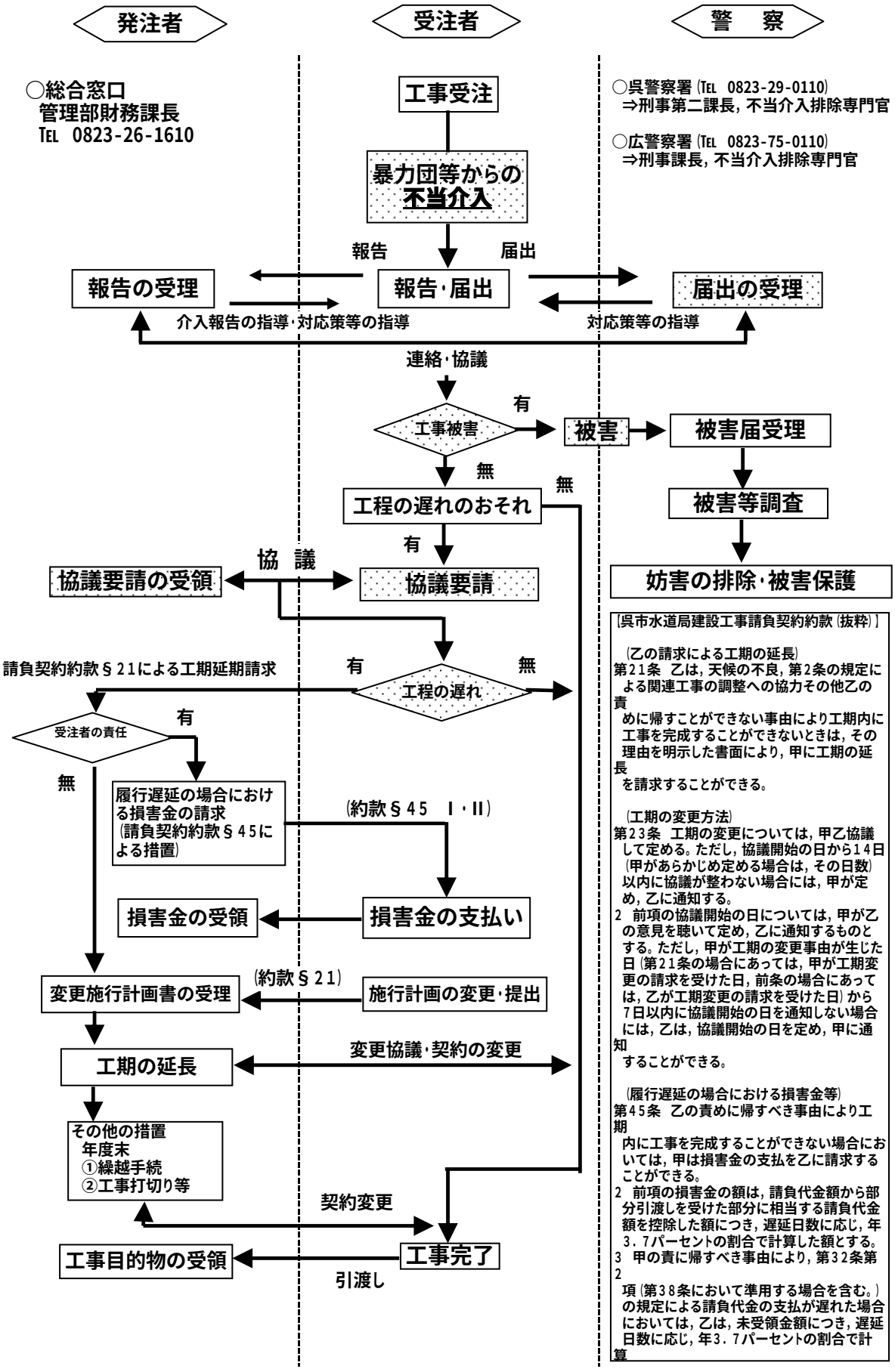

［呉市水道局建設工事請負契約約款（抜粋）］

（乙の請求による工期の延長）
第21条　乙は，天候の不良，第2条の規定による関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，甲に工期の延長を請求することができる。

（工期の変更方法）
第23条　工期の変更については，甲乙協議して定める。ただし，協議開始の日から14日（甲があらかじめ定める場合は，その日数）以内に協議が整わない場合には，甲が定め，乙に通知する。
2　前項の協議開始の日については，甲が乙の意見を聴いて定め，乙に通知するものとする。ただし，甲が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては，甲が工期変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては，乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には，乙は，協議開始の日を定め，甲に通知することができる。

（履行遅延の場合における損害金等）
第45条　乙の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては，甲は損害金の支払を乙に請求することができる。
2　前項の損害金の額は，請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年3．7パーセントの割合で計算した額とする。
3　甲の責に帰すべき事由により，第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては，乙は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年3．7パーセントの割合で計算